

# リスク洗い出し表及び設計協議書の作成に関する特記仕様書

令和6年4月  
横浜市交通局

## 1 適用

本契約は、リスク洗い出し表及び設計協議書（以下、「リスク洗い出し表等」という。）の作成の対象とする。

## 2 目的

本仕様の定めは、輸送の安全を確保するため、請負人による作業が列車の運行に影響を及ぼすリスクに対し、発注者及び請負人による関係者が共通の認識を持つことを目的とする。

## 3 リスク洗い出し表等の作成

(1) 請負人は、契約後直ちに、発注者とともに過去の事故事例等を確認した上で列車運行に影響を及ぼすリスク洗い出しを業種ごとに行うこと。

なお、輸送安全に関する下記項目に該当する場合には漏れなく当該項目に関するリスクの洗い出しを行うこと。

ア 施設物近接作業（埋設物、ケーブル、自動火災報知設備、架空電車線、サードレール等）

イ 仮設物設置（足場、養生材、防護柵、安全柵、安全通路等）

ウ 工事用資機材（支給品を含む）の使用及び仮置き

エ 保守用車両使用

オ 火気危険物の使用等

(2) 請負人は、前号に基づき発注者が作成したリスク洗い出し表等の通知を受け、リスク洗い出し表等に記載されたリスクへの対策及び立会いの要否を施工計画書に反映する。

(3) 請負人は、施工中に新たなリスクやリスク対策の改善の必要性が確認された場合は、監督員に確認した上で施工計画書等に反映させること。

(4) 請負人は、リスク洗い出し表等を安全教育の資料として使用すること。

(5) 請負人は、設計変更で作業内容が変更になった場合は、第1項から前項までの手続きを行う。

## 4 委託業務における取扱い

委託業務において本特記仕様書を適用する場合は、「請負人」を「受託者」、「施工計画書」を「業務計画書」と読み替える。